

平成二十三年五月十日受領
答弁第一五七号

内閣衆質一七七第一五七号

平成二十三年五月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員塩川鉄也君提出民主党政権の内閣官房機密費の情報公開方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員塩川鉄也君提出民主党政権の内閣官房機密費の情報公開方針に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十二年四月二日、同月二十八日、同年五月二十五日、同年六月二十五日、同年七月二十三日、同年八月二十三日、同年九月二十一日、同年十月二十一日、同年十一月二十二日、同年十二月二十日、平成二十三年一月二十一日及び同年二月十八日に請求し、それに対し各一億円ずつ支出されているとともに、平成二十三年三月十七日に請求し、それに対し三千万円が支出されている。

二について

平成二十二年度に内閣官房長官へ支出された内閣官房報償費の未使用額は、九十一万三千八十二円であり、これについては、平成二十三年四月二十二日に国庫に返納する手続が行われた。

なお、このほかに、内閣官房長官からの請求がなく未執行となった内閣官房報償費が、二十一万千円ある。

三について

お尋ねの使途先及び使途別使用額については、内閣官房報償費の性格上、お答えを差し控えたい。また、

内閣官房報償費については、その取扱責任者である枝野幸男内閣官房長官が、責任を持ってこれを効果的に執行しているところである。

四から六までについて

菅内閣としては、鳩山前内閣に引き続き、内閣官房報償費の取扱責任者である内閣官房長官が、責任を持ってこれを執行し、その用途等を検証しているところであり、内閣官房報償費の透明性の確保を図る方策については、その中で検討することとしている。

しかしながら、内閣官房報償費は、取扱責任者であるその時々内閣官房長官が、その都度の判断で最も適当と認められる方法により使用することとされている経費であり、現在、枝野幸男内閣官房長官が自ら執行する中でその用途等を検証しているところである。したがって、現時点で「いつまでに、「報償費の透明性の確保を図る方策」を明らかにするのか」についてお答えすることは困難である。

七について

与謝野馨国務大臣に確認したところ、お尋ねの点については記憶がないとのことであった。